

【子ども・子育て支援事業計画】教育・保育の量・質の実績

＜質の担保＞

【評価の基準】「A」:実施(達成)できた、「B」:一部実施(達成)できた、「C」:実施(達成)できなかった、「―」:該当事業なし

施策・事業	取組内容	担当課	取組予定(令和元年度)	取組実績(令和元年度)	自己評価	施策・事業	取組内容	担当課	令和2年度の課題・取組予定
教育の質の確保に資するため、幼稚園に通園する保護者への支援と、教育施設の事業者への支援を、引き続き実施します。	保護者への就園奨励費の継続	子育て支援課	就園奨励費補助、幼稚園補助を継続し、幼児教育の無償化への対応を確実に実施する。	上半期は就園奨励費にて保護者への補助を、下半期は幼児教育無償化による給付費の交付を行った。また、幼稚園補助金にて幼稚園への助成を行った。	A	教育の質の確保に資するため、幼稚園に通園する保護者への支援と、教育施設の事業者への支援を引き続き実施します。	保護者への負担軽減事業費補助の継続	子育て支援課	保護者負担軽減事業費補助を幼児教育無償化前と同水準で継続して実施する。
	私立幼稚園への助成の継続				A		市立幼稚園への助成の継続		
教育施設における一時預かり・預かり保育の拡充を図るため、補助金等の支援を検討し、国や東京都に要望していきます。	一時預かり・預かり保育を拡充するための補助金等支援の検討	子育て支援課	幼稚園の預かり保育事業費補助を確実に実施する。	幼稚園の預かり保育事業費への補助を実施した。	A	教育施設における一時預かり・預かり保育の拡充を図るため、補助金等の支援を継続し、国や東京都に要望していきます。	一時預かり事業・預かり保育事業への補助の継続	子育て支援課	幼稚園型一時預かり事業・預かり保育事業実施園への補助を継続して実施する。
待機児童を解消するため、保育所や地域型保育事業の整備を進めるとともに、認証保育所の事業者及び保護者への支援の継続を図るとともに、認証保育所制度の継続を東京都に要望していきます。	認証保育所の事業者及び保護者への支援継続の検討	保育課	待機児童解消のため、市の財政状況を勘案しつつ、保育所や地域型保育事業の整備を進める。 保育事業者への支援及び東京都への認証保育所制度の継続の要望を継続して行っていく。	保育所や地域型保育事業の整備を進めたが、待機児童の解消には至らなかった。 また、認証保育所等への保護者助成金を継続的に行うとともに、認証保育所制度の継続を東京都に要望した。	B	待機児童を解消するため、保育所等の整備を行うとともに、認証保育所の事業者及び保護者への支援の継続を図り、認証保育所制度の継続を東京都に要望していきます。	認証保育所の事業者及び保護者への支援継続	保育課	待機児童解消のため、市の財政状況を勘案しつつ、保育所や地域型保育事業の整備を進める。 保育事業者への支援及び東京都への認証保育所制度の継続の要望を継続して行っていく。
子どもの発達を切れ目なく支援するため、2歳で卒園し、3歳から新たな教育・保育施設に通うことになる子どもたちが円滑に移行できるよう、地域における教育・保育施設と地域型保育事業者との連携を図り、地域子育て支援推進員の派遣、幼稚園教諭と保育士の合同研修会の開催等を検討します。	保育・地域支援の質の確保と向上	保育課	引き続き巡回訪問及び相談等の支援を行うと共に、地域型保育事業所に対し生活福祉課と協力して指導検査を行うことで、質の確保と向上に努める。	地域子育て支援推進員による巡回訪問及び相談等の支援を、地域型保育事業所については年2回、認証保育所については年1回実施した。	A	子どもの発達を切れ目なく支援するため、2歳で卒園し、3歳から新たな教育・保育施設に通うことになる子どもたちが円滑に移行できるよう、地域における教育・保育施設と地域型保育事業者との連携を推進します。	保育・地域支援の質の確保と向上	保育課	引き続き巡回訪問及び相談等の支援を行うと共に、地域型保育事業所に対し地域共生課と協力して指導検査を行うことで、質の確保と向上に努める。
	連携施設の確保		全ての地域型保育事業所が連携施設を確保できるよう、引続き取組を進めていく必要がある。	平成30年12月に連携施設の仕組みを構築したが、連携施設の実現状況について令和元年9月にアンケート調査を行い、条例改正等の対応を行った。	B		連携施設の確保		全ての地域型保育事業所が連携施設を確保できるよう、引続き取組を進めていく必要がある。
市内で新規に保育所を開設した事業者に対して、市の設備・運営に関する指針を示すとともに、その保育所に雇用される保育士・保育従事者への研修を実施し、保育の質の確保を図ります。		保育課	引き続き、市の設備・運営に関する指針を明確に示し、設備運営の水準を確保するとともに、研修の取り組みについてはより積極的に参加を呼びかけていく。	保育面積や保育士の確保など、保育所の開設にあたり、施設整備計画時から、市の設備・運営に沿った指導を行っている。 研修については、市・東京都等の関係団体が主催する各種研修の案内を行った。 西東京市における保育の質を確保するため、事業者の協力をいただきながら、西東京市保育の質のガイドラインを策定した。	A	市内で新規に保育所を開設した事業者に対して、市の設備・運営に関する指針を示すとともに、指導検査を実施します。また、地域型保育事業及び認証保育所等に対して、子育て支援推進員による巡回訪問やブロック会議による地域保育所の課題を話し合う場の提供、保育士・保育従事者への研修を行うことで、保育の質の確保を図ります。		保育課	引き続き、市の設備・運営に関する指針を明確に示し、設備運営の水準を確保するとともに、西東京市保育の質のガイドラインの研修などへの参加を積極的に呼びかけていく。
保護者の就労状況にかかわらず子どもを受け入れることができるよう、既存の教育・保育施設の最大限の活用を図るとともに、幼稚園の意向を踏まえた上で、預かり保育の充実による認定こども園の整備に向けた基盤づくりを進め、国や東京都の制度の動向に留意しながら、認定こども園の普及を図ります。		子育て支援課	引続き幼稚園の預かり保育に係る補助制度を確実に実施するとともに、幼稚園の預かり保育について積極的に周知を図る。	認定こども園への移行を具体的に着手している園はなかった。 幼稚園の預かり保育充実のために、預かり保育事業費への補助を実施した。 幼稚園の預かり保育等に係る広報冊子を作成し、小規模保育事業利用保護者等に配布するとともに子育て関連施設に設置したりホームページに掲載したりすることで、周知を図った。	A	保護者の就労状況にかかわらず子どもを受け入れることができるよう、既存の教育・保育施設の最大限の活用を図るとともに、幼稚園の意向を踏まえた上で、預かり保育の充実を図ります。また、国や東京都の制度の動向に留意しながら、認定こども園化に向けた支援を行います。		子育て支援課	引続き幼稚園の預かり保育に係る補助制度を確実に実施するとともに、幼稚園の預かり保育について積極的に周知を図る。

↓子ども・子育て支援事業計画（R25R6年度）